



事務連絡
令和8年7月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

疑義解釈資料の送付について

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第27号）による改正後の病院、診療所及び助産所の管理者が確保すべき医療の安全管理のための体制及び、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第84号）による改正後の特定機能病院の管理者が確保すべき医療の安全管理のための体制については、「病院等における医療の安全を確保するための措置について」（令和8年3月31日医政発0331第72号）、「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）」（令和8年3月19日医政発0319第1号）、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」（令和8年3月31日医政地発0331第1号）、「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和8年4月24日医政発0424第7号）及び「特定機能病院に関する事項について」（令和8年4月24日医政発0424第9号）によりお示ししたところである。

今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。